

【審議対象事業群Ⅱ】

長崎県総合計画「チャレンジ2020」

基本戦略 10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

施策 (3) インフラの長寿命化の推進

事業群名 ① インフラの戦略的な維持管理、更新の推進

事業群評価調書 P 1

事業群補足説明 P 8

<構成事業補足説明>

1.	橋梁補修事業	P 9
2.	舗装補修事業	P 1 1
3.	舗装調査費	P 1 2
4.	トンネル安全施設費	P 1 3
5.	道路維持補修費	P 1 4
6.	道路照明灯管理費	P 1 5
7.	道路清掃委託費	P 1 6
8.	道路緑化維持・整備景観費	P 1 7
9.	道路管理事務費	P 1 8
10.	道守育成事業	P 1 9
11.	空港維持管理費	P 2 3
12.	ポートパーク整備事業費	P 2 5
13.	長崎空港維持管理費	P 2 7
14.	港湾施設維持管理費	P 2 9

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する	事業群主管所属	土木部 道路維持課
施策名	(3) インフラの長寿命化の推進	課(室)長名	馬場 幸治
事業群名	① インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	事業群関係課(室)	港湾課、住宅課、河川課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 国のインフラ長寿命化計画や長崎県公共施設等総合管理基本方針に基づき、計画的で適切な維持管理や更新によって、トータルコストの縮減・平準化を図り、インフラを安全に、より長く利用できるように取り組めます。						(取組項目) i) 橋梁、トンネルの維持管理更新 ii) 港湾施設及び県管理空港施設の維持管理更新 iii) 県営住宅の維持管理更新 iv) ダム、水門、樋門の維持管理更新 v) 道守制度の活用				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 橋梁長寿命化修繕計画(第二期:H27~H36)では、今後10年間は橋梁の事後保全的な修繕を集中的に実施し、予防保全的な修繕への転換を図ることとしている。 令和元年度は、15橋の補修が完了し、累計208橋と、目標を達成出来ており、令和2年度は、13橋の補修を完了し、最終目標を達成する予定である。
	目標値①			170橋	174橋	188橋	208橋	221橋	221橋 (R2)	
	実績値②		153橋 (H26)	170橋	174橋	193橋	208橋		進捗状況	
達成率②/①			100%	100%	102%	100%			順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業		
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率	
1	取組項目 i	橋梁の維持管理更新(橋梁補修費)(公共)	—	2,269,781	25,658	—	県管理道路利用者	平成26年度に改定した長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な15橋に対して対策を実施した。	活動指標	橋梁の補修実績数(累計)(橋)	188	193	102%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R1までに208橋の補修が完了した。 ・予防的な補修については、補修が必要な203橋のうち、R1までに202橋が完了している。 ・残り1橋については旧道の廃道により補修対象外となる予定であったが、R1に廃道に係る協議が合意に至らなかったため対象外とならなかった橋梁であり、R2に対策実施予定であるため、目標達成とはなっていない。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・成果目標は目標値を下回っているが、計画的な補修の実施により橋梁の安全性の向上に寄与している。	○
				2,758,763	44,731	—				208	208	100%			
		2,220,382	126,733	—	根拠法令	—	成果指標	予防的な補修により安全性が保たれた橋梁の割合(%)	100	98	98%				
2	取組項目 i	舗装の維持管理更新(舗装補修費)(公共)	—	392,022	134	—	県管理道路利用者	平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施した。	活動指標	舗装の補修箇所数(箇所)	28	20	71%	●事業の成果 ・計画に基づいた舗装補修を実施し、目標値以上の舗装補修を実施できた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・計画的な補修の実施により、道路通行の安全性向上に寄与している。	○
				510,115	137	—				25	33	132%			
		504,186	225	—	根拠法令	—	成果指標	舗装の補修延長(km)	10	4.4	44%				
										5	6.7	134%			

3	取組項目	橋梁補修事業	—	96,700	0	3,986	県管理道路利用者	小規模補修が必要な橋梁に対して対策を実施した	活動指標	橋梁の補修実績数(橋)	4	4	100%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R1は、6橋の補修を完了した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・計画的な補修の実施により橋梁の安全性の向上に寄与している。	
				105,536	236	3,182					6	6	100%		
				86,400	34,800	3,988					7				
道路維持課	—	—	—	7			4	4	100%						
4	取組項目	舗装補修事業	—	1,233,619	119	55,007	県管理道路利用者	平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施した。	活動指標	舗装の補修箇所数(箇所)	107	84	78%		●事業の成果 ・舗装版の劣化が想定より進行していたため、延長当たりの補修コストが増となり、成果目標を達成することが出来なかった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・実績は目標値を下回っているが、計画的な補修の実施により、道路通行の安全性向上に寄与している。
				1,444,722	241	62,041					105	95	90%		
				1,419,732	232	51,838					112				
道路維持課	—	—	—	30	21.3	71%	24.3	22.5	92%						
根拠法令	—	—	—	—	—	—				—	—	—			
													22.1		
5	取組項目	舗装調査費	—	3,969	3,969	0	県管理道路利用者	路面性状調査を実施し、舗装維持管理システムの保守・点検及び路面正常データを更新し、道路舗装の補修計画を立案した。	活動指標	路面性状調査結果更新(km)	241	239	99%	●事業の成果 ・点検サイクルに基づく調査の実施により、舗装区間におけるデータ蓄積を適切に行った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・適切にシステム管理し、最適な舗装補修の計画立案ができ、ライフサイクルコストの低減に寄与している。	
				3,840	3,840	0					259	257	99%		
				3,647	3,647	0					147.1				
道路維持課	—	—	—	2,442	2,442	100%	2,451	2,451	100%						
根拠法令	—	—	—	—	—	—				—	—				
												2451			
6	取組項目	トンネル安全施設費	—	9,072	9,072	797	県管理道路利用者	トンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図った。	活動指標	トンネル照明灯の清掃等の実施箇所数(箇所)	1	1	100%		●事業の成果 ・照明施設を適切に維持管理することで、トンネル照明施設の管理瑕疵による事故が発生しなかった。
				8,316	8,316	0					1				
				7,484	7,484	0					0	0	100%		
道路維持課	—	—	—	0	0	100%	0	0	100%						
根拠法令	—	—	—	—	—	—				—	—				
												0			
7	取組項目	道路維持補修費	—	1,037,935	845,232	46,238	県管理道路利用者	苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。	活動指標	パトロール走行距離(km)	数値目標なし	627,009	—	●事業の成果 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見が出来た。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・異常の早期発見、措置により、道路の安全性の向上に寄与できている。	
				1,043,404	881,038	45,338					数値目標なし	619,623	—		
				1,094,474	913,208	38,280					数値目標なし				
道路維持課	—	—	—	数値目標なし	2,181	—	数値目標なし	2248	—						
根拠法令	—	—	—	—	—	—				—	—				
												数値目標なし			
8	取組項目	道路照明灯管理費	—	253,403	253,030	11,161	県管理道路利用者	道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全を図った。	活動指標	道路照明灯等の電気料金支出(式)	1	1	100%		●事業の成果 ・道路照明灯を適切に点灯することで、照明灯の管理瑕疵による交通事故が発生しなかった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・夜間の道路の安全性向上に寄与している。
				256,955	255,921	11,136					1				
				282,367	280,477	10,368					0	0	100%		
道路維持課	—	—	—	0	0	100%	0	0	100%						
根拠法令	—	—	—	—	—	—				—	—				
												0			

9		道路清掃委託費	—	71,159	71,159	3,189	県管理道路利用者	県管理道路の路面清掃及びガードレール清掃を行った。	活動指標	県管理道路の清掃業務の委託(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・路面清掃等を適切に行うことで、道路清掃の瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・道路の安全性向上に寄与している。
				70,303	70,303	3,182					1	1	100%	
				70,303	70,303	2,393					0	0	100%	
		70,303	70,303	2,393	0	0	100%							
		道路維持課				根拠法令	—				0			
10	取組項目 i	道路緑化維持・整備景観費	—	617,914	417,299	27,902	県管理道路利用者	県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備(除草等)を行った。	活動指標	緑化維持・整備景観の発注(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・道路敷の除草等を行うことで、通行や視距障害を無くし、道路の安全を図った結果、事故の発生を防ぐことができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・高木や花壇の維持管理を適切に行うことで、道路の安全及び景観の向上に寄与している。
				618,117	517,502	27,043					1	1	100%	
				625,303	522,641	23,128					0	1	0%	
		625,303	522,641	23,128	0	0	100%							
		道路維持課				根拠法令	—				0			
11		道路管理事務費	—	4,487	0	0	県管理道路利用者	道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際、被害者救済のため、加入した保険で損害の賠償を行った。	活動指標	保険加入(式)	1	1	100%	●事業の成果 ・道路の管理瑕疵の可能性のある事故は令和元年度に17件発生し、管理瑕疵が認められた14件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。
				4,601	0	0					1	1	100%	
				5,410	0	0					100	100	100%	
		5,410	0	0	100	100	100%							
		道路維持課				根拠法令	—				100			
12		空港維持管理費	—	345,755	320,545	141,104	県有空港施設	長崎県が管理する空港(福江空港、対馬空港、杵岐空港、上五島空港、小値賀空港)において、管理運営及び側溝補修等の土木施設及び航空灯火補修等の照明施設の維持更新工事を実施した。	活動指標	適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・県有空港施設の維持管理を行い、航空機の安全運航に寄与した。
				346,883	325,251	140,787					数値目標なし	適正管理	—	
				484,711	336,124	141,158					0	0	100%	
		484,711	336,124	141,158	0	0	100%							
		港湾課				根拠法令	航空法施行規則				0			
13	取組項目 ii	ポートパーク整備事業費	—	17,723	0	1,594	港湾利用者	長崎港、茂木港、大村港において、浮桟橋補修、はしご補修などを実施した。	活動指標	事業実施港数(港)	5	6	120%	●事業の成果 ・県内5箇所において安全対策を実施しプレジャーボートの係留における安全・安心の向上を図った。
				15,910	0	1,591					5	5	100%	
				15,500	0	1,595					3			
		15,500	0	1,595	0	0	100%							
		港湾課				根拠法令	—				0			
14		長崎空港維持管理費	—	36,220	29,197	2,392	長崎空港周辺県有施設	長崎空港花文字山、隣接県有地の維持管理工事や、連絡通路維持管理委託(警備・清掃・昇降設備及び動く歩道保守点検等)を実施した。	活動指標	利用客数(千人)	数値目標なし	121	—	●事業の成果 ・長崎空港の花文字山を維持管理することにより、空港利用者へ長崎空港をアピールし、長崎の印象を強めることに貢献した。
				33,612	30,052	2,386					数値目標なし	106	—	
				38,079	30,910	2,393					0	0	100%	
		38,079	30,910	2,393	0	0	100%							
		港湾課				根拠法令	—				0			

15	取組項目 ii	港湾施設維持管理費	—	693,111	228,820	146,684	港湾施設	港湾施設の維持補修及び管理運営を行った。	活動指標	適正な港湾管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・港湾施設・緑地・海面の安全性の確保に努めた結果、管理瑕疵による事故は発生しなかった。
				633,831	216,126	146,353					数値目標なし	適正管理	—	
				774,427	263,751	146,743					成果指標	管理瑕疵による事故数(件)	0	
		港湾課					根拠法令	国家賠償法			0			
16	取組項目 ii	対馬空港整備費(公共)	H25-R2	261,358	0	—	土木施設 照明施設	土木施設(滑走路舗装)及び照明施設(航空灯火)の改良・更新工事を実施した。	活動指標	適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・土木施設及び照明施設の老朽化に伴う更新工事を行うことにより、航空機の安全運航に寄与した。
				354,558	161	—					数値目標なし	適正管理	—	
				328,307	62	—					成果指標	管理瑕疵による事故数(件)	0	
		港湾課					根拠法令	航空法施行規則			0			
17	取組項目 iii	公営住宅建設費(公共)	—	1,048,303	3,427	—	県営住宅	長崎県公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替えや住戸改善事業等を実施することにより、バリアフリー化された安全で安心して生活できる県営住宅を整備した。 深堀団地B群(改善)1棟30戸 花高団地2群(改善)1棟20戸 毛井首団地(改善)2棟50戸 新田団地(改善)1棟20戸	活動指標	適正な県営住宅の管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・管理瑕疵に起因する県営住宅の外壁の落下による事故は発生しなかった。
				1,403,607	3,162	—					数値目標なし	適正管理	—	
				1,253,650	3,011	—					成果指標	住宅の外壁落下による事故(件)	0	
		住宅課					根拠法令	—			0			
18	取組項目 iv	堰堤改良事業費(公共)	—	422,370	23,784	—	事業実施ダム下流河川沿川住民	県管理のダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム設備の機能の回復または向上を図った。	活動指標	事業実施施設数(施設)	9	6	67%	●事業の成果 ・県管理の6ダム(野々川、雪浦、福江、け知、仁田、目保呂ダム)において設備の更新・機能向上を行い、管理瑕疵による事故は発生しなかった。
				829,726	85	—					6			
				1,755,047	174	—					成果指標	管理瑕疵による事故数(件)	0	
		河川課					根拠法令	河川法			0			
19	取組項目 iv	特定構造物改築事業費(公共)	H21-	2,840	90	—	事業実施河川沿川住民	県管理の水門・樋門施設について、その効用の継続的な発現のため、施設の点検整備を行った。	活動指標	事業実施施設数(施設)	4	4	100%	●事業の成果 ・県管理の樋門(日野、小野、万灯)、水門(相浦)について、施設の点検整備を実施することで管理瑕疵による事故は発生しなかった。
				6,624	70	—					4			
				68,444	52	—					成果指標	管理瑕疵による事故数(件)	0	
		河川課					根拠法令	河川法			0			
20	取組項目 v	道守育成事業	—	1,412	1,412	0	地元自治体職員、地元企業職員等	道路施設の適切な維持管理のために、道路移設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を育成した。	活動指標	道守養成講座の開催回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・道守育成講座の実施により、橋梁点検技術者の育成ができています。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与 ・橋梁点検技術者の育成により、橋梁等道路インフラの安全性の向上に寄与している。
				1,412	1,412	0					2			
				988	988	0					成果指標	道守の人数(人)(累計)	300	
		道路維持課					根拠法令	—			432			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 橋梁・トンネルの維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 橋梁長寿命化修繕計画(第二期:H27~H36)に基づき、計画的な補修を行っており、対症療法的な修繕が平成30年度で完了し、令和元年度からは予防保全型へ移行した。 道路トンネル維持管理計画(第二期:H27~H31)に基づき、予防保全型の維持管理を行っており、道路の安全な利用に寄与している。 道路舗装維持管理計画(第二期:H27~H36)に基づき、早急に補修が必要な箇所を重点的に補修を行い、予防的補修への移行を目指す。 道路照明灯、ガードレールなどの附属施設の維持管理及び道路環境を良好に保ち、道路の安全な利用に寄与している。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 橋梁長寿命化修繕計画、道路トンネル維持管理計画及び道路舗装維持管理経計画など各維持管理計画に基づき、定期的な点検を行い、長寿命化及びトータルコストの縮減・平準化を図りながら、今後も計画的な維持管理を継続する。</p>
<p>ii 港湾施設及び県管理空港施設の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで成果指標である「管理瑕疵による事故件数(件)」は発生していないが、インフラ施設の老朽化が進む中、通年を通して施設全てを巡回することが難しい状況である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 維持管理に係るコストを削減しながら、効果的に施設の巡回を行うとともに、計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで事故の発生を未然に防ぐ。</p>
<p>iii 県営住宅の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 県営住宅の維持管理の不備に起因する外壁落下事故は発生しておらず、適切な維持管理が継続されている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 維持管理のための所要予算の確保を継続して行うとともに、定期的な大規模修繕の予算確保にも努めてゆく。</p>
<p>iv ダム、水門、樋門の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 県管理のダムは現在35ダムあり、平成29年度までに長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を図っているが、ダムの老朽化が進んでおり、今後益々維持管理費の増大が見込まれる。 大型の水門・樋門については、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく補修等の予算を確保する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 長寿命化計画に基づき、定期的な検査・点検を実施し、優先度の評価・整理を行い、維持管理コストの平準化を図る。 予算確保のため、計画に基づく必要額を要求していく。</p>
<p>v 道守制度の活用</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 大学と協働し、インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も引き続き、道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の養成を継続し、県内全域での人材確保を行う必要がある。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業 番号	取組 項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しがいない場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
3		橋梁補修事業	—	—	道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、橋梁補修を行うことで道路の安全な利用を図る。	現状維持
		道路維持課				
4		舗装補修事業	—	—	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、予防的補修に移行できるよう、早期に補修が必要な箇所を重点的に行う。今後も本事業を継続し、舗装補修を行うことで道路の安全で快適な利用を図る。	現状維持
		道路維持課				
5		舗装調査費	—	—	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、舗装維持管理システムを管理し、最適な舗装補修の計画立案で、ライフサイクルコストの低減を図る。	現状維持
		道路維持課				
6		トンネル安全施設費	—	—	道路管理者としてトンネル照明灯等を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、照明施設を適切に維持管理する。。	現状維持
		道路維持課				
7	取組 項目 1	道路維持補修費	—	—	道路管理者として道路を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		道路維持課				
8		道路照明灯管理費	—	—	道路管理者として道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全を図る義務があり、今後も本事業を継続する。	現状維持
		道路維持課				
9		道路清掃委託費	—	—	道路管理者としてガードレール等の施設を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		道路維持課				
10		道路緑化維持・整備景観費	—	—	道路管理者として植樹等を適切に管理する義務があり、今後も本事業を継続し、通行や視距障害を無くし、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		道路維持課				
11		道路管理事務費	—	—	適切な道路の維持管理に努めているところであるが、今後も管理瑕疵を原因とする事故が発生する可能性があり、本事業を継続する。	現状維持
		道路維持課				

12		空港維持管理費	—	—	インフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、航空機の安全運航を維持するため、事業を継続する。	現状維持
		港湾課				
13	取組項目 ii	ボートパーク整備事業費	—	—	管理者として、施設管理を適切に行う義務があり、限られた予算の中で適切な管理を行い安全・安心の利用を図る。	現状維持
		港湾課				
14		長崎空港維持管理費	—	—	長崎空港の花文字山は、観光客を始めとする空港利用者に対し長崎を強く印象づける効果があること、また、航空機の安全運航の観点から保安施設の維持管理に支障をきたさないように県有地を管理する必要があることから、事業を継続する。	現状維持
		港湾課				
15		港湾施設維持管理費	—	—	限られた予算の中で、計画的に適切な維持管理や維持工事を実施し、港湾施設の安全な利用を確保する。	現状維持
		港湾課				
20	取組項目 v	道守育成事業	—	—	インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、今後も引き続き道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の育成を継続し、県内全域での人材確保を行う必要がある。	現状維持
		道路維持課				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点

インフラの長寿命化の推進

インフラ施設

赤字が審査対象事業

道路

橋梁の維持管理更新
舗装の維持管理更新
橋梁補修事業
舗装補修事業
舗装調査費
トンネル安全施設費
道路維持補修費
道路照明灯管理費
道路清掃委託費
道路緑化維持・整備景観費
道路管理事務費
道守育成事業

港湾・空港

空港維持管理
ポートパーク整備事業
長崎空港維持管理費
港湾施設維持管理費
対馬空港整備費

県営住宅

公営住宅建設費

ダム・水門・樋門

堰堤改良事業費
特定構造物改築事業費



道路パトロール



道路清掃



定期的な点検



適切な修繕

適切な維持管理と老朽化対策により、インフラ施設の老朽化による事故を事前に防止
インフラ長寿命化計画や長崎県公共施設等総合管理基本方針に基づく、計画的な維持管理や更新

インフラを安全により長く利用できる（インフラの長寿命化）

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標			活動指標	目標		
			H30目標	H30実績	達成率		H30目標	H30実績	達成率
			R元目標	R元実績	達成率		R元目標	R元実績	達成率
事業名	橋梁補修事業	補修して安全を確保した橋梁数	R2目標	—	—	橋梁の補修実績数(橋)	R2目標	—	—
担当課	道路維持課		4	4	100%		4	4	100%
			6	6	100%		6	6	100%
			7	—	—		7	—	—
				—	—			—	—

事業の実施状況

(1) 事業の目的

県下のインフラの老朽化が急速に進む中、橋梁を健全に維持管理していくため、公共事業で対応できない内容や、小規模で応急的な対策について実施する。

(2) 令和元年度の事業実施状況

- R1は、以下の6橋の補修等を完了した。
- ・一般国道251号(南島原市北有馬町)新田橋：橋面舗装の応急補修
 - ・一般国道382号(対馬市上対馬町大浦)ボックスガバート：頂板の応急補修
 - ・一般国道202号(西海市小迎郷～佐世保市針尾東町)西海橋：今後の長期的な維持管理方策を検討するための現地足場の設置
 - ・主要地方道佐世保吉井松浦線(佐世保市吉井町福井)狸山橋：伸縮装置の応急取替
 - ・主要地方道有川奈良尾線(新上五島町東神ノ浦郷)神ノ浦橋：耐荷重が不足している高欄の取替え
 - ・一般国道384号(五島市岐宿町)鰐川橋：橋梁点検を緊急的に追加

(3) 令和元年度事業の成果

補修等の実施により、路面の段差解消や伸縮装置部からの雨水による劣化の進行が抑制されることなどにより、橋梁の安全性向上や長寿命化に寄与している。

(4) 令和2年度の事業実施状況(予定)

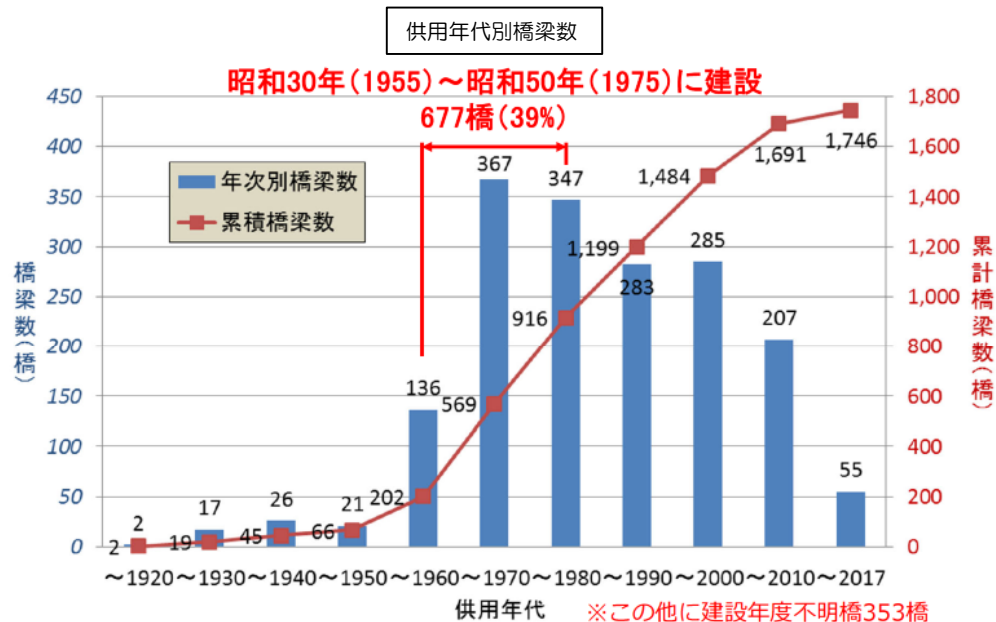
※事業実施にあたり見直した内容含む。

- R2は、以下の7橋の補修等を実施する予定。
- ・一般県道平瀬佐世保線(佐世保市広田2丁目)の宮崎跨線橋：線路への落下物防止網の設置
 - ・主要地方道平戸生月線(平戸市生月町)の生月大橋：塗装塗替時の鋼材ひび割れ調査
 - ・一般県道久賀島線(五島市久賀町)の折立橋・大関橋：五島市景観計画に基づく防護柵の色彩変更
 - ・一般国道202号(西海市小迎郷～佐世保市針尾東町)の西海橋：今後の長期的な維持管理方策を検討するための現地足場の設置
 - ・一般国道382号(壱岐市石田町池田東触)の池田橋：伸縮装置の取替え
 - ・一般県道佐世保鹿町線(佐世保市佐々町小浦)美乃里橋：橋面舗装の応急補修

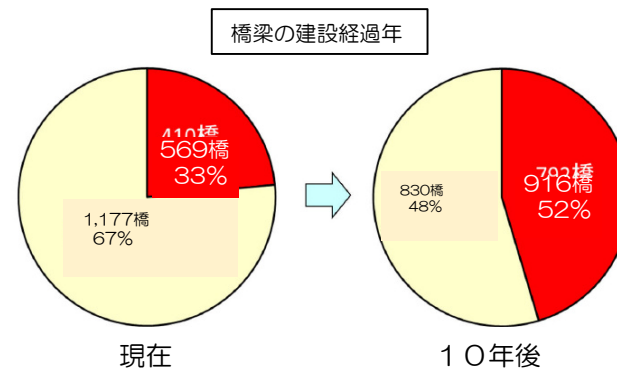
橋梁の老朽化状況

県管理の橋梁の状況

今後、老朽化した橋梁の割合が急速に増加する（現在33%→10年後52%）



■ 50年以上
□ 50年未満



橋梁損傷事例

R1 事例

一般国道251号（南島原市北有馬町）新田橋：橋面舗装の応急補修の事例



事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	舗装補修事業	舗装の補修延長 (km)		30	21.3	71%	舗装の補修箇所数		107	84	78%
				24.3	22.5	93%			105	95	90%
				22.1	—	—			112	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

舗装の劣化による路面の損傷は、安全かつ快適な道路交通の妨げとなる。これら膨大な量におよんだ道路舗装を効率的に維持管理を行うため、平成20年度に舗装維持管理計画を策定し、効率的な舗装補修を行うことで、通行車両の安全で快適な走行を確保し、利用者と地域の利便性の向上を図るものである。

(2) 令和元年度の事業実施状況

舗装維持管理計画に基づき95箇所でL=22.5 kmの補修を行った。
 舗装版打ち替え工L=17.2km (国道206号ほか20箇所)
 切削オーバーレイ工L=4.3km (国道382号ほか6箇所)
 オーバーレイ工L=1.0km (国道206号ほか6箇所)

(3) 令和元年度事業の成果

舗装補修の実施により、路面のひび割れやわだち掘れの解消に繋がり、道路通行の安全性向上に寄与している。

(4) 令和2年度の事業実施状況 (予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

R2も継続して舗装補修を実施し、道路通行の安全性向上に努める。
 舗装版打ち替え工L=17.0km (国道206号ほか21箇所)
 切削オーバーレイ工L=4.2km (国道382号ほか78箇所)
 オーバーレイ工L=0.9km (国道206号ほか10箇所)

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	舗装調査費	舗装修繕区間に関するデータの把握 (km)		2,442	2,442	100%	路面性状調査結果更新 (km)		241.0	239.0	99%
				2,451	2,451	100%			259.0	257.0	99%
				2,451	—	—			147.1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

路面性状測定車により、路面のひび割れ・わだち掘れ・平坦性を測定し、路面の健全度を把握することで、将来の舗装劣化を推計し、計画的な舗装補修を行い、ライフサイクルコストの低減を図っている。
また、調査結果等のデータは、舗装維持管理システムで管理を行い、舗装台帳としての機能のほか、補修計画の立案も可能としている。

(2) 令和元年度の事業実施状況

点検サイクルに基づきL=257 kmの調査を行った。
長崎地区：L=57.9km 路面性状調査
県央地区：L=16.8km 路面性状調査
県北地区：L=L=91.0km 路面性状調査
島原地区：L=91.3km 路面性状調査

(3) 令和元年度事業の成果

舗装維持管理計画では、長期的なライフサイクルコストの最適化を図るため、道路の交通量等に応じて、舗装補修の管理方針を健全度により設定している。舗装調査の実施により、この管理方針に応じた、最適な舗装補修計画を立案出来た。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定） ※事業実施にあたり見直した内容含む。

R2は点検サイクルの見直しに伴い、L=147.1kmを実施予定。
長崎地区：L=108.5km 路面性状調査
五島地区：L=38.6km 路面性状調査

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	トンネル安全施設費	トンネル照明施設の管理 瑕疵による事故件数		0	0	100%	トンネル照明灯の清 掃等の実施箇所数		1	1	100%
				0	0	100%			1	1	100%
				0	—	—			1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

県で管理している140本のトンネルを適切に維持管理するため、特に交通量の多いトンネルにおいて、トンネル内の照明灯などの清掃や更新、非常用施設の定期点検などを実施することで交通安全を図るものである。

(2) 令和元年度の事業実施状況

R1は、県内で特に交通量の多い長崎地区において、下記の事業を実施した。
 ・一般県道長崎芒塚インター線：1トンネルの照明灯の更新
 ・主要地方道野母崎宿線：1トンネルの照明灯制御板の修繕

(3) 令和元年度事業の成果

照明施設や非常用施設等を適切に維持管理することで、県内140本のトンネルにおいて、照明施設の照度不足等に起因した管理瑕疵事故が発生しなかった。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定） ※事業実施にあたり見直した内容含む。

R2は、県内で特に交通量の多い長崎地区において、下記の事業を実施予定。
 ・一般国道499号：1トンネルの照明灯の更新
 ・一般国道499号：3トンネルのトンネル覆工の清掃

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	道路維持補修費	成果指標	パトロールによる異常発見件数	無し	2,181	—	活動指標	パトロール走行距離 (km)	無し	627,009	—
				無し	2,248	—			無し	619,623	—
				無し	—	—			無し	—	—
担当課	道路維持課										
					—	—				—	—

事業の実施状況

(1) 事業の目的

道路の安全性を向上するために道路の異常個所の緊急補修・除去・除草・路面凍結の融雪作業等、落下物の回収及び道路利用者による苦情処理などの維持管理を行う。

参考：道路法第42条

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もっと一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(2) 令和元年度の事業実施状況

パトロールを約62万キロ行い、2248件の異常を発見し、令和元年度末時点で、1335件について補修を実施している。

・パトロールの頻度

5,000台/日以上路線 1週間に3回

1,000～5,000台/日以上路線 1週間に2回

1,000台未満の路線 1週間に1回

※パトロール中に発見した、路面の穴ぼこの舗装合材による補修、通行に支障がある落石・枝草木の除去等を実施。またその場で対応できない箇所については、日誌として、記録したうえで、優先順位の高いものから実施。

(3) 令和元年度事業の成果

定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見が出来た。

異常の早期発見、措置により、道路の安全性の向上に寄与できている。

台風等による倒木、野生動物による小規模な落石、舗装損傷（穴ぼこ等）、落下物、側溝の詰まり、道路へはみ出ししている草木などを発見し、早期に対応することで、安全性が向上し、管理瑕疵事故等の抑制に寄与している。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定）

※事業実施にあたり見直した内容含む。

R2も継続してパトロールを行い、異常を早期に発見し、早期に措置を行うことで道路の安全性の向上に努める。

また、近年、各地で大雨災害が頻発していることから、出水がある法面や側溝の溢れ箇所など、異常気象事前にパトロールを行い、側溝の詰まりや法面の状態を確認する。

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	道路照明灯管理費	事故発生件数		0	0	100%	道路照明灯等の電気料金支出(式)		1	1	100%
				0	0	100%			1	1	100%
				0	—	—			1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

県管理道路の道路照明灯8,203箇所、及びトンネル140本の照明灯を点灯することにより、夜間などに道路を利用する車両や歩行者の安全を図るものである。

なお、夜間パトロールなどにおいて、照明灯が点灯しているかを確認している。

(2) 令和元年度の事業実施状況

道路照明灯を適切に点灯することができた。

また、パトロール等により、球切れや設備不良に対し、早期に対応することができた。

(3) 令和元年度事業の成果

トンネルや交差点部などにおける照度不足により視認性が確保できなかったことなどに起因する管理瑕疵事故などが発生しなかった。

(4) 令和2年度の事業実施状況(予定)

引き続き、道路照明灯を適切に点灯し、交通事故の発生を抑制する。

※事業実施にあたり見直した内容含む。

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	道路清掃委託費	道路清掃の瑕疵による事故件数		0	0	100%	県管理道路の清掃業務の委託(式)		1	1	100%
				0	0	100%			1	1	100%
				0	—	—			1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

県管理道路(約2,450km)を常時良好な状態に保つように維持するために、路面やガードレールの清掃を実施するものである。

(2) 令和元年度の事業実施状況

路面清掃は、交通量の少ない山間部などを除いて県管理道路のほとんどの区間で毎年実施している。
 ガードレール清掃は、本土地域を2地区(1:長崎・県央・県北、2:島原・田平・大瀬戸)に区分して、1年おきに実施しており、汚れによりガードレールの視認性が低下している区間など、必要性が高い区間を抽出して実施している。令和元年度は、島原・田平・大瀬戸地区で実施している。

(3) 令和元年度事業の成果

路面清掃等を適切に行ったことで、落ち葉によるスリップ事故、金属片などによるタイヤパンク事故、ガードレールの視認性低下に起因する管理瑕疵事故は発生しなかった。

(4) 令和2年度の事業実施状況(予定)

※事業実施にあたり見直した内容含む。
 引き続き、路面清掃は例年通り実施し、ガードレール清掃は、長崎・県央・県北地区で実施することとしている。

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	道路緑化維持・整備景観費	緑化区間の管理瑕疵による事故件数		0	1	—	緑化維持・整備景観の発注(式)		1	1	100%
				0	0	100%			1	1	100%
				0	—	—			1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

県では、約2,450km（181路線）の道路を管理しており、この管理する道路において、道路敷の高木や花壇の維持管理、また、除草等を適切に行うことで、視距障害や通行阻害による事故の発生を未然に防止し、道路の安全を確保すると共に、景観の向上を図る。

(2) 令和元年度の事業実施状況

県管理道路における緑化区間194kmにおいて、街路樹の剪定及び植栽帯の維持管理を実施した。また、県管理道路の内1,460kmにおいて除草を実施した。

- ・道路緑化維持 L=194km（87路線）
高木・中木剪定 N=8,360本、低木剪定 A=99,850m²
植栽帯維持 A=96,750m²、花植え A=1,200m²
- ・道路整備景観 L=1,460km（181路線）
除草 A=1,460,000m²

(3) 令和元年度事業の成果

道路敷の高木や花壇の維持管理及び除草等を適切に行ったことで、街路樹等の枝や葉による視距障害や通行阻害に起因した事故は1件も報告されなかったことから、本事業が事故の未然防止に寄与し、道路の安全確保を図ることができた。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定） ※事業実施にあたり見直した内容含む。

令和元年度と同様、県管理道路における緑化区間194kmにおいて、街路樹の剪定及び植栽帯の維持管理を実施する。また、県管理道路の内1,460kmにおいて除草を実施する。

- ・道路緑化維持 L=194km（87路線）
高木・中木剪定 N=8,360本、低木剪定 A=99,850m²
植栽帯維持 A=96,750m²、花植え A=1,200m²
- ・道路整備景観 L=1,460km（181路線）
除草 A=1,460,000m²

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	道路管理事務費	管理瑕疵による道路事故に伴う賠償 (%)		100	100	100%	保険加入 (式)		1	1	100%
				100	100	100%			1	1	100%
				100	—	—			1	—	—
担当課	道路維持課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

賠償判決額の高額化傾向に対応し、また財政負担の軽減と事故処理事務の簡易、迅速化を図るため、昭和51年度から道路賠償責任保険に加入し、長崎県が管理する一般国道及び県道の道路の設置・管理瑕疵による損害賠償を行う。

(2) 令和元年度の事業実施状況

道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際、被害者救済のため、加入した保険で損害の賠償を行った。

○瑕疵事例 (令和元年度発生)

- ・法面等からの落石 10件
 - ・鋼製側溝蓋の不全 2件
 - ・枝等の落下物直撃 2件
 - ・穴ぼこ 1件
 - ・枝のはみ出し 1件
 - ・路面の隆起 1件
- 合計17件

(3) 令和元年度事業の成果

道路の管理瑕疵の可能性のある事故は令和元年度に17件発生し、管理瑕疵が認められた14件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。(支払い金額未確定分3件についても令和2年度に示談を締結し、賠償を行う見込み。)

(4) 令和2年度の事業実施状況 (予定)

※事業実施にあたり見直した内容含む。

令和2年度も道路賠償責任保険に加入しており、道路の管理瑕疵を原因とする事故が発生した場合は、被害者に損害の賠償を行う。

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標			活動指標	目標		
			H30目標	H30実績	達成率		H30目標	H30実績	達成率
			R元目標	R元実績	達成率		R元目標	R元実績	達成率
事業名	道守育成事業	道守の人数 (累計)	300	334	111%	道守養成講座の開催回数	2	2	100%
担当課	道路維持課		360	402	112%		2	2	100%
			432	—	—		2	—	—

事業の実施状況

(1) 事業の目的

道路施設の適切な維持管理のために、道路施設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を、長崎大学と連携して育成するものである。道守認定者は、既存の社会資本の維持管理・補修の計画および設計を習得し、地域の「道の町医者」として貢献する。また、「道路施設点検（橋梁、斜面、トンネル等）への参加」、「道路の異常の報告・通報」、「道路の清掃等のボランティアへの参加」等の活動を通して、各地域のインフラ長寿命化に貢献する。

(2) 令和元年度の事業実施状況

道守育成講座を2回実施。道守の認定者数は県内各地区で増加し、計画を大きく上回る402名となった。

※ 地区ごと認定者数

・長崎地区	144名	・県央地区	56名	・県北地区	52名
・大瀬戸地区	10名	・田平地区	8名	・島原地区	24名
・五島地区	17名	・上五島地区	17名	・壱岐地区	9名
・対馬地区	13名	・県外	52名		

(3) 令和元年度事業の成果

道守育成講座の実施により、既存の社会資本の維持管理・補修の計画および設計を習得した技術力が確かな橋梁点検技術者の育成ができ、道路施設の安全性の向上及び長寿命化に寄与している。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定）

※事業実施にあたり見直した内容含む。

R 2も道守育成講座を2回実施する予定である。また、R 2も長崎大学が60名程度の募集を行っているため、過去の傾向から推測すると人数が30人程度増加し、432名程度となることを予定している。



みちもり
“道守” 養成ユニット

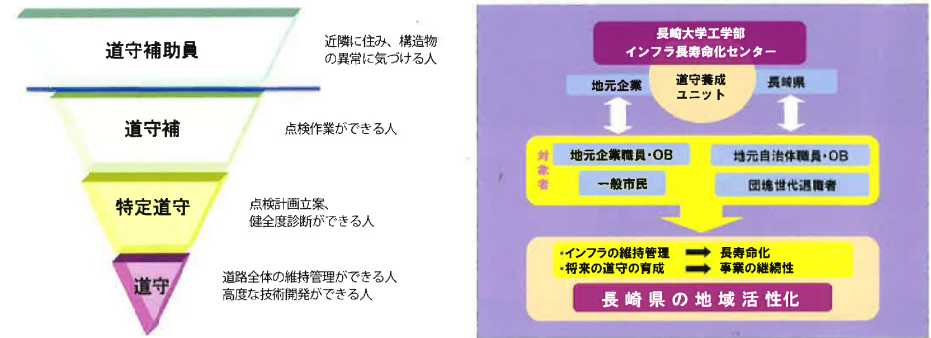


「“道守”養成ユニット」とは？

長崎大学が長崎県と連携して、長崎県の重要な社会資本である道路インフラ施設の維持管理に関する知識・技術の習得を目的とした養成プロジェクトです。なお、本プロジェクトには、「道守補助員」、「道守補」、「特定道守」、「道守」の4コースがあります。

人材育成の目標

当事業は平成20年度から開始しており、道守に期待される役割は次のとおりです。



連携機関・協力機関

本事業は、以下の機関と連携・協力を図りながら実施しています。

●運営協議会

- ・長崎県土木部
- ・(一社)長崎県建設業協会
- ・(一社)長崎県測量設計コンカクツ協会
- ・(公財)長崎県建設技術研究センター

●五大学一高専で連携

- 「社会資本の整備及び維持管理等に係る人材育成の連携協力に関する覚書」
- ・岐阜大学
- ・長岡技術科学大学
- ・愛媛大学
- ・山口大学
- ・舞鶴工業高等専門学校

●人材育成に関する協定

- ・国立研究開発法人 土木研究所 構造物メンテナンス研究センター
- ・岐阜大学工学部附属 インフラマネジメント技術研究センター

●社会資本の維持管理に関する覚書

- ・長崎市
- ・新上五島町

自治体等との連携

長 崎 県

- ・講師の派遣
- ・講座会場、現場（橋梁・斜面）の提供
- ・県内のすべての自治体への協力の要請
- ・橋梁・防災点検への参加

建設業界

- ・本事業への参加協力、広報

県内全自治体

- ・異常通報システムの構築
- ・現場（橋梁・斜面・トンネル）の提供

ボランティア団体

- ・道守補助員コースの受講

各コースのカリキュラム (道守補・特定道守・道守は全国土木施工管理技士会 CPDS 対象講習会です。)

各コースは、講義・演習・実習・試験で構成されます。(道守補助員は、講義・実習・試験)

道守補助員・・・半日間 (3時間)

- 道守の役割と長崎県の道路状況
- 道路構造物の特徴と気をつけるべき変状
- コンクリート構造物
- 見守り活動 (通報システム案内)
- 現場実習



現場実習

道守補・・・8日間 (36時間)

- 道守の役割 ●長崎県の道路構造物の現状
- 構造物の防災と維持管理 ●構造物概論 (鋼およびコンクリート)
- 構造物点検概論 (鋼およびコンクリート)
- 斜面/舗装の基礎と点検要領 ●トンネルの維持管理
- コンクリート構造物点検演習・現場実習
- 鋼構造物点検演習・現場実習
- 斜面/トンネル・現場実習



点検演習

特定道守 (コンクリート構造・鋼構造) ・・・14日間 (76時間)

- 鋼構造およびコンクリート構造の各コースにおける材料、施工、調査・診断・評価、補修・補強法
- 技術者倫理と安全工学
- 計測モニタリング ●化学分析 ●情報処理 ●環境工学
- 斜面の維持管理 ●トンネルの診断と対策
- 舗装の維持管理 ●材料実験 ●プロジェクト演習

特定道守は「コンクリート構造」と「鋼構造」にわかれており、両分野を取得するには共通科目22時間と専門科目 (27時間) × 2分野で合計76時間が必要です。片方の分野のみ取得する際は、9日間49時間 (共通22時間、専門27時間) となります。



プロジェクト演習

道守・・・3日間 (20時間)

- リスクマネジメント
- アセットマネジメント
- ライフサイクルマネジメント
- インフラアセットマネジメント演習
- 道守総合演習

道守を受講するには、「特定道守」のコンクリート構造、鋼構造の両分野の試験に合格している必要があります。



道守総合演習

通報システム

◆道路構造物の異常通報システムの構築



認定後の活動 (道守養成ユニットの会(認定者の会)に加入して活動しています。)

◆ボランティア活動



愛護団体
「道守養成ユニット
長崎地区」
平成24年6月設立
活動内容 (年4回程度)
・道路清掃
・道路点検



長崎市内の歩道を歩きながら、道路の清掃を行い、異常・危険箇所のチェックを行っています。

◆点検活動

橋梁・防災点検 (平成24年度～)

【概要】

長崎県職員と県職員OBが合同で実施する橋梁・防災点検に道守認定者が参加し、三者合同で点検を実施しています。

道守認定者の事前勉強会 (講師：県職員OB)

- 内容・長崎県の点検要領
・点検シートの記載方法
・調査の流れなど



点検状況 (長崎県全域)



事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式 1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R 2 目標	—	—			R 2 目標	—	—
事業名	空港維持管理費	成果指標	管理瑕疵による事故数 (件)	0	0	100%	活動指標	適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—
				0	0	100%			数値目標なし	適正管理	—
				0	—	—			数値目標なし	—	—
担当課	港湾課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

長崎県が管理する空港（福江空港、対馬空港、壱岐空港、上五島空港、小値賀空港）において、航空法及び各空港保安管理規程など各法令等を遵守し、空港の管理運営及び空港施設の適切な維持管理を行い、航空機の安全運航を図る。また、空港保安管理規程において、維持管理について、点検計画（点検の項目、方法、頻度等）等を定めており、これに基づき維持管理を行う。

(2) 令和元年度の事業実施状況

福江空港、対馬空港、壱岐空港、上五島空港、小値賀空港の管理運営を実施したほか、対馬空港で着陸帯補修工事等、福江空港で高圧ケーブル更新工事等、壱岐空港で側溝補修工事等、上五島空港及び小値賀空港で路面性状調査等を実施した。

(3) 令和元年度事業の成果

各空港管理事務所において、離着陸する航空機の安全を確保するため、日々の点検や定期的な巡回点検等を行うなど適正な維持管理を行ったことにより、施設の不具合に起因した航空機事故の発生は無かった。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定） ※事業実施にあたり見直した内容含む。

福江空港、対馬空港、壱岐空港、上五島空港、小値賀空港において、空港の管理運営を行うほか、照明設備点検や路面性状調査等空港施設の維持管理を行い、引き続き航空機の安全運航を図る。

事務事業にかかる補足説明資料

R2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	ボートパーク整備事業費	施設破損による事故 件数 (件)		0	0	100%	事業実施港数 (港)		5	6	120%
				0	0	100%			5	5	100%
				0	—	—			3	—	—
担当課	港湾課										
					—	—				—	—

事業の実施状況

(1) 事業の目的

老朽化がみられる箇所や地元から要望があった箇所などを対象として、港湾区域内のプレジャーボートを適切に管理し、一般船舶や漁船とのトラブルを防止するため、プレジャーボート用の係船施設整備を行う。

(2) 令和元年度の事業実施状況

長崎港、茂木港、大村港（馬場崎地区、富の原地区）及び高島港において浮棧橋の補修（係留杭腐食など老朽化箇所の補修）等を実施した。

(3) 令和元年度事業の成果

浮棧橋の破損や傾きなどによる転落事故など想定されるが、今回、浮棧橋の補修等を行ったことにより、施設破損による事故は起こっていない。

(4) 令和2年度の事業実施状況（予定） ※事業実施にあたり見直した内容含む。

港湾区域内のプレジャーボートを適切に管理するため、引き続き長崎港、茂木港、大村港において、浮棧橋の補修等を実施していく。

ボートパーク整備事業費

【事業の目的】

港湾区域内のプレジャーボートを適切に管理し、一般船舶や漁船とのトラブルを防止するため、プレジャーボート用の係船施設整備を行う。

【事業の内容】

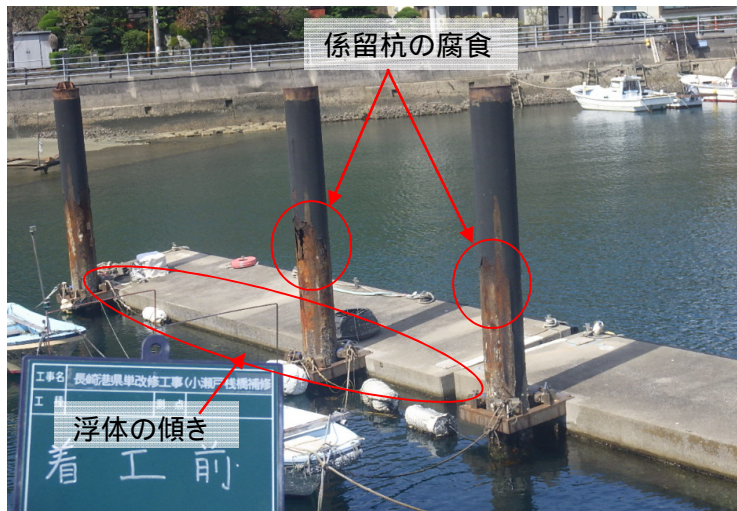
長崎港、茂木港、高島港及び大村港（馬場崎地区、富の原地区）において浮棧橋の補修等を実施することにより、施設破損による事故を防ぐ。

【令和元年度の施設破損による事故件数】

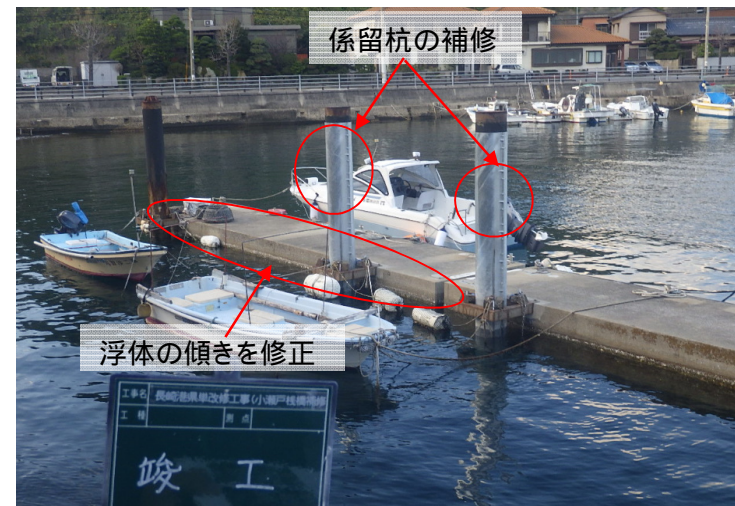
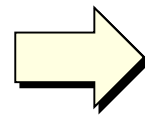
目標：0件 実績：0件

【令和2年度の施設破損による事故件数】

目標：0件



長崎港 損傷状況(補修前)



長崎港 補修後

事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	長崎空港維持管理費	成果指標	管理瑕疵による事故数 (件)	0	0	100%	活動指標	利用客数 (千人)	数値目標なし	121	—
				0	0	100%			数値目標なし	106	—
				0	—	—			数値目標なし	—	—
担当課	港湾課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

長崎空港ターミナルビルと旅客船ターミナルを結ぶ連絡通路及び花文字山と県有護岸等を含む県有地を適正に維持管理し、空港利用者の安全で快適な利用と空港の景観保全を図る。

(2) 令和元年度の事業実施状況

連絡通路の昇降設備、動く歩道の保守点検委託業務、警備業務委託等を実施するとともに花文字山及び県有地の樹木剪定と除草を実施した。

(3) 令和元年度事業の成果

連絡通路の昇降設備、動く歩道の保守点検委託業務、警備業務委託を実施し、また、小規模補修を実施したことで管理瑕疵に伴う事故の発生は無かった。また、花文字山を維持管理することで空港利用者へ長崎空港をアピールし、長崎の印象を強めることに貢献した。

(4) 令和2年度の事業実施状況 (予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

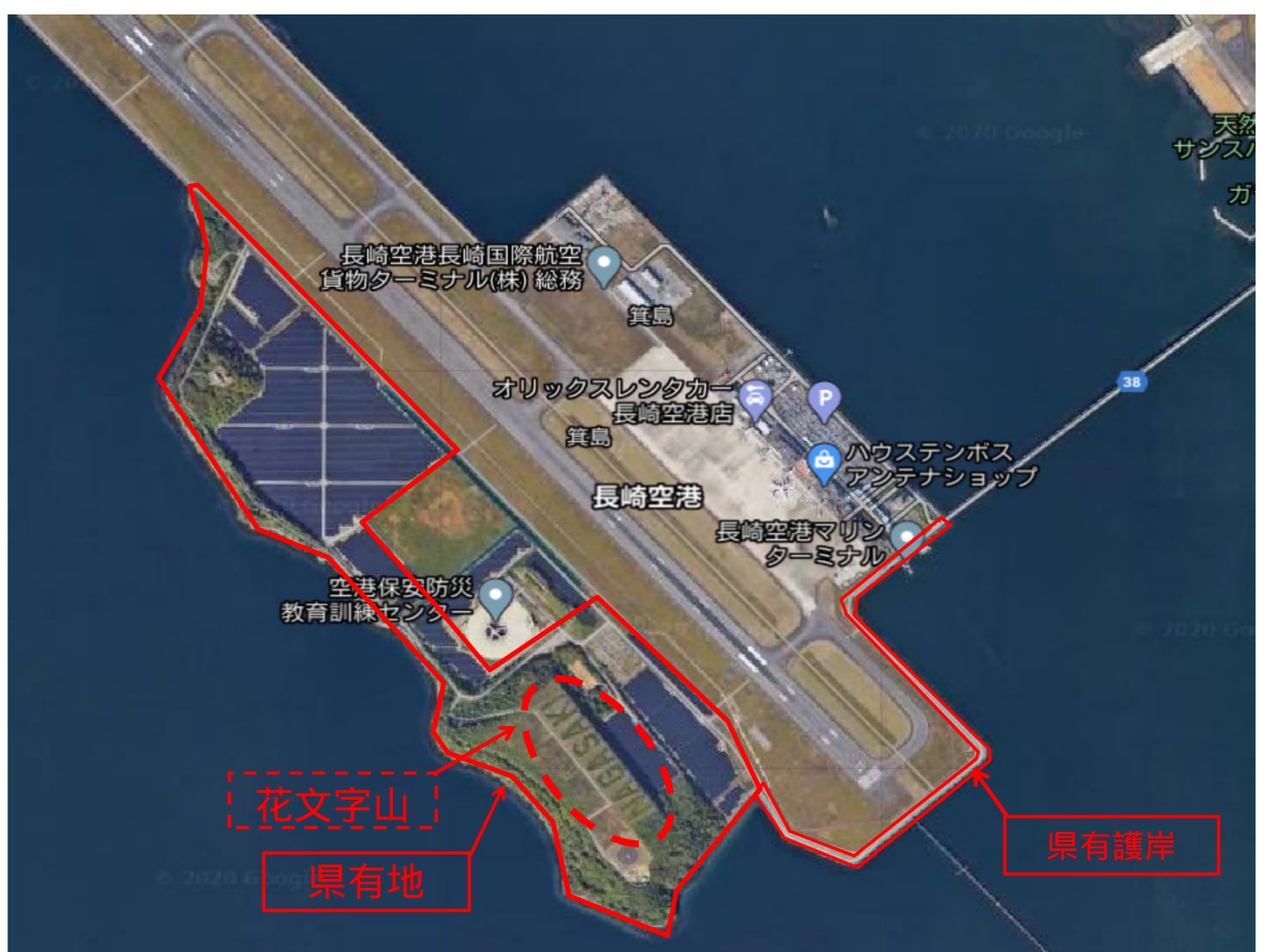
連絡通路の保守点検や花文字山を含む県有地の樹木剪定や除草等の維持管理を行い、空港利用者の安全で快適な利用と空港の景観保全に務める。

長崎空港維持管理事業 施設一覧

補足資料



令和元年度 航路利用者		
長崎空港	時津港	76,046人
長崎空港	ハウステンボス	30,380人
		計 106,426人



事務事業にかかる補足説明資料

R 2 継続事業

(様式1)

事業群名	インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	成果指標	目標	H30目標	H30実績	達成率	活動指標	目標	H30目標	H30実績	達成率
				R元目標	R元実績	達成率			R元目標	R元実績	達成率
				R2目標	—	—			R2目標	—	—
事業名	港湾施設維持管理費	管理瑕疵による事故数(件)		0	0	100%	適正な港湾管理		数値目標なし	適正管理	—
				0	0	100%			数値目標なし	適正管理	—
				0	—	—			数値目標なし	—	—
担当課	港湾課										

事業の実施状況

(1) 事業の目的

港湾管理者として、港湾法等各法令に基づき港湾施設を適正に管理し、もって港湾機能の維持増進を図ることを目的とする。

(2) 令和元年度の事業実施状況

港湾法及び長崎県港湾管理条例等に伴う各種占有・使用許可、港湾施設の小規模補修を実施。また、S O L A S 条約に基づきテロ等未然防止のための保安警備等を行った。

(3) 令和元年度事業の成果

管理瑕疵についてはパトロールの実施等で事案の発生は無く、また、国際埠頭においても警備等の充実でテロ等の事故は起きなかった。

- 各種占有使用許可実績 12,433件 806,357千円
- 小規模補修実績 67件 8,261千円
- 国際船入港実績 164隻

(4) 令和2年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

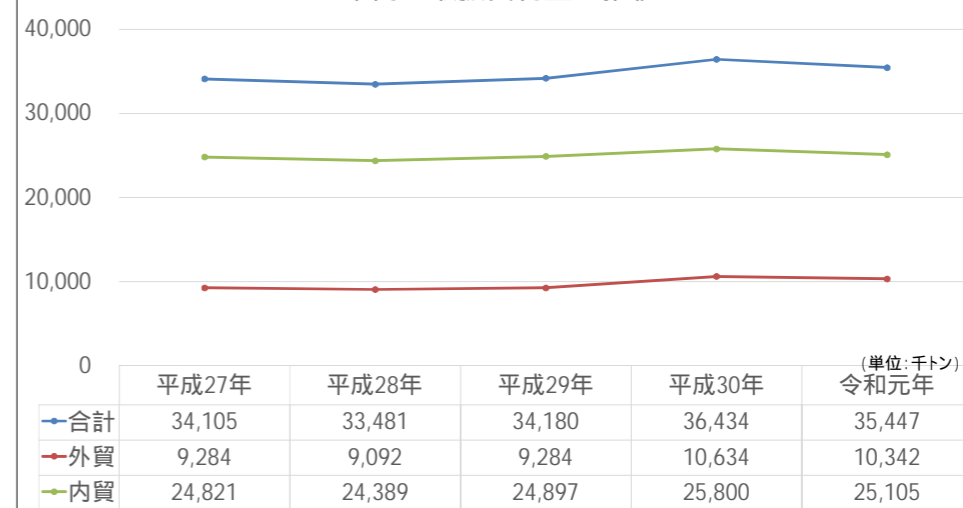
今後とも、港湾利用者が各施設の目的に則し適正に利活用できるよう、港湾管理者としてパトロールの実施や各法令等遵守し管理運営に務める。また、コロナ禍の中でクルーズ船(国際船)をどのように受け入れていくか検討を行っていく。

長崎県の港湾の概要

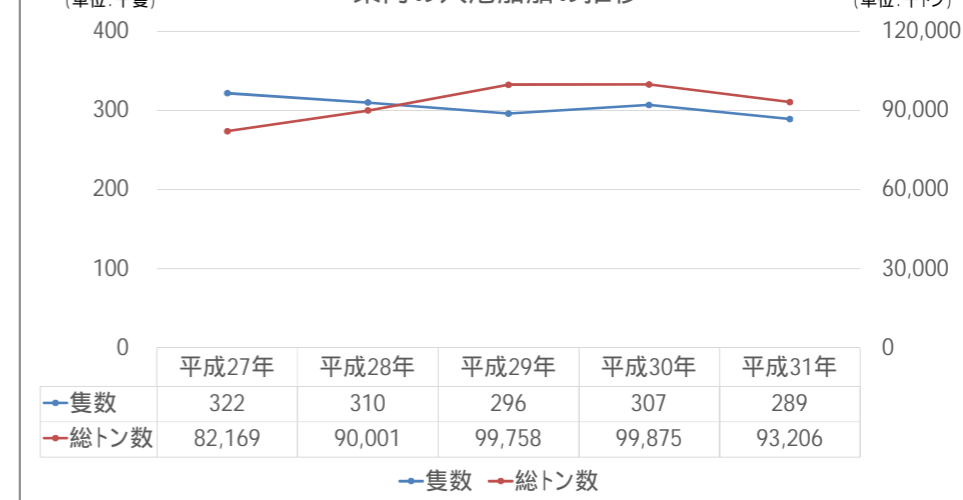
長崎県は、我が国の最西端に位置し、多くの離島・半島と約4,200kmに及び海岸線を有する国内屈指の海洋県です。このため、本県の港湾は離島と本土間、海外との人流・物流の発着点として重要な役割を担っており、県民生活を支える必要不可欠な社会基盤として県内全域に104港(重要港湾5港、地方港湾77港、56条港湾22港)を有しています。【全国第2位の港湾数】
 このような地理的条件から、古くから海との係わり合いが強く、水産業や造船といった海に関連した産業が本県の基幹産業となっています。



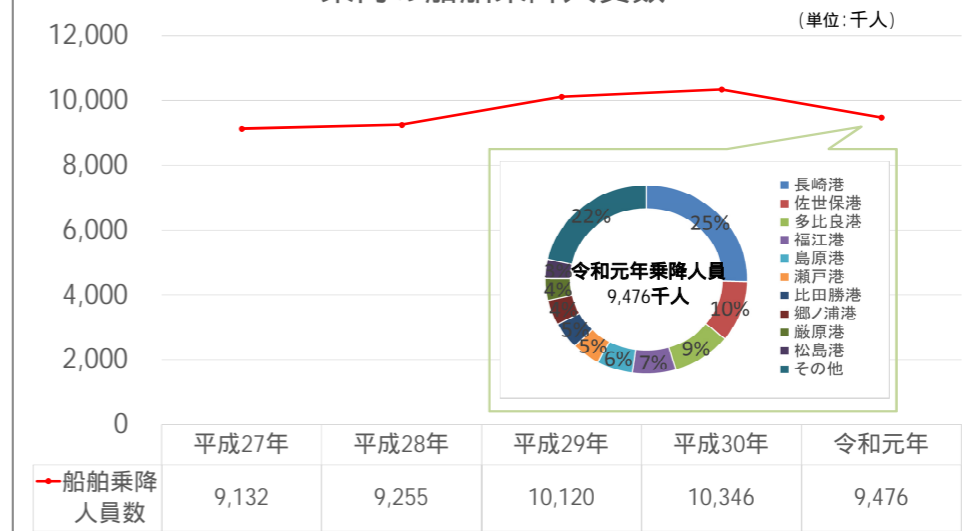
県内の取扱貨物量の推移



県内の入港船舶の推移



県内の船舶乗降人員数



国際港湾施設の保安対策

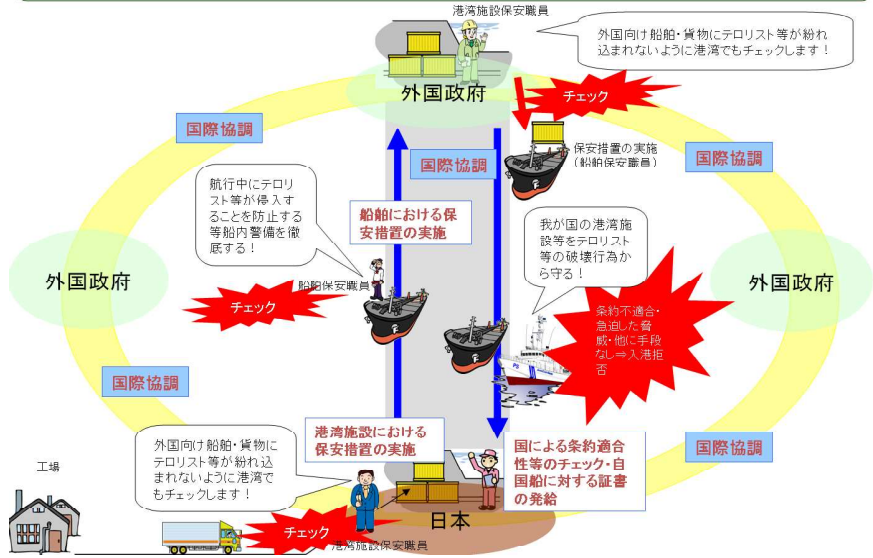
■ 改正SOLAS条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正SOLAS条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。

改正SOLAS条約＝

- ① 船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のための措置を講じることでより国際海上運送システムの信頼性の向上を図る。
- ② 併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。



■ 対象

国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等

- ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
- ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備えます。

【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内へ人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ

